

## 道路賠償責任保険仕様書

岩手県の管理する国道及び県道について、道路の設置及び管理の瑕疵により損害を受けた者に対して賠償することを目的とし、下記のとおり、道路賠償責任保険業務を実施するものとする。

### 記

#### 1 賠償責任保険の付保対象等

##### (1) 保険の対象

岩手県が管理する道路(道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路をいう。以下同じ。)全路線とする。(令和7年4月1日現在 4,203.8km)

##### (2) 保険期間

令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時

##### (3) 保険金を支払う場合

岩手県が管理する道路に起因して、第三者の身体又は財産に損害を与えたことにより被る賠償責任の費用(争訟費用、緊急措置費用等を含む。)について、その全額を支払うものとする。

##### (4) てん補限度額及び免責金額

###### ア てん補限度額

対人賠償金額	1名につき	1億円
	1事故につき	3億円
対物賠償金額	1事故につき	1,000万円

###### イ 免責金額 なし

#### 2 保険料の算定

保険期間中における保険料は、道路1km当たりの保険料に契約対象の道路の実延長を乗じて得た額とする。この場合における実延長の算定については、保険契約時において道路管理者が把握している最新の実延長によるものとし、保険契約期間中の増減が実延長の10パーセント以内であるときは、増減による保険料の差額は、精算しないものとする。

#### 3 保険金の請求手続

(1) 本保険の対象となると思われる事案が発生した場合、岩手県県土整備部道路環境課総括課長は、その概要を保険会社に通報するものとする。

(2) 岩手県県土整備部道路環境課総括課長は、事故等事案の内容を調査し、当該事案が本保険の対象となるものと判断した場合、その旨を保険会社に通報するとともに、被害者との損害賠償交渉及び被害者の賠償金の支払請求を行うものとする。

(3) 保険会社は、当該事案に特段の疑義がない限り、賠償金の支払を行うものとし、その状況を岩手県県土整備部道路環境課総括課長あて報告するものとする。

#### 4 道路管理瑕疵に関する岩手県の過失割合の基本方針

- (1) 基本過失割合〔穴ぼこ及び路上障害物（倒木を含む。）による事故〕  
 県、相手方双方5割とする。  
 ただし、夜間等視界不良がある場合は、「夜間等修正率」として1割を下方修正する。
- (2) 薄暮時の取扱い〔穴ぼこ及び路上落石物による物損事故関係〕  
 薄暮を修正要素とし、原則として基本過失割合を0.5割下方修正する。  
 なお、この基準の適用に当たっては、道路状況に応じて総合的に判断する。
- (3) 穴ぼこの水溜り  
 水溜りを修正要素として、基本過失割合を1割下方修正する。  
 ア 日中の水溜りの場合、相手方4割とする。  
 イ 夜間の水溜りの場合、「夜間等修正率」を加え、相手方3割とする。
- (4) 落石等が直撃した場合の取扱い  
 原則として県10割とする（相手方が回避不可能又は回避が極めて困難な場合など相手方に過失責任を負わせることが不合理である場合も同様とする。）。
- (5) 道路敷外からの落石等に関する土地所有者等への求償について  
 道路管理者が事前に改善要望等を行っている場合や、所有者に故意又は重過失があると認められる場合を除き、所有者に対し求償権は行使できないものとする。
- (6) その他  
 以上の基本方針により難しい事案が生じた場合は、本県の過去の類似の賠償事例の例によるものとし、類似の賠償事例がない事案については、その都度検討を行い、適正な過失割合を認定することとする。

#### 【参考】過去の賠償金額等

発生年度	管理延長 〔当該年度 4月1日時点〕	賠償(決定) 件数	賠償(決定) 金額	事故の要因
令和2年度	4,167km	31件	4,878千円	穴ぼこ11件、落石6件、路上障害物等14件
令和3年度	4,170km	21件	6,021千円	穴ぼこ7件、落石3件、路上障害物等11件
令和4年度	4,203km	14件	975千円	穴ぼこ6件、落石4件、路上障害物等4件
令和5年度	4,208km	24件	3,025千円	穴ぼこ7件、落石6件、路上障害物等11件
令和6年度	4,203km	23件	2,776千円	穴ぼこ9件、落石3件、路上障害物等11件
令和7年度	4,204km	14件	2,116千円	穴ぼこ6件、落石3件、路上障害物等5件

注1) 賠償(決定)件数及び賠償(決定)金額は、事故発生年度ごとに集計したものであり、翌年度以降に賠償(決定)したものを含む。なお、令和3年度に1件、令和6年度に2件、令和7年度に18件の処理中事案あり(令和8年1月末日時点)。

注2) 事故の要因の路上障害物等とは、倒木等の路上障害物のほか、落下物、蓋不全、段差等によるものを含む。